

第三者評価結果の公表事項（母子生活支援施設）

①第三者評価機関名

| |
|-----------------|
| 特定非営利活動法人 JMACS |
|-----------------|

②施設名等

| |
|----------------|
| 名 称： 新居浜市立 清光寮 |
|----------------|

| |
|---------------|
| 種 別： 母子生活支援施設 |
|---------------|

| |
|---------------|
| 施設長氏名： 須藤 香由美 |
|---------------|

| |
|--------------------|
| 定 員： 20世帯 暫定定員 7世帯 |
|--------------------|

| |
|----------------|
| 所 在 地： 愛媛県新居浜市 |
|----------------|

| |
|---------------------|
| T E L： 0897-41-6338 |
|---------------------|

③実施調査日

| |
|-------------------------|
| 平成26年 9月16日（火）～9月17日（水） |
|-------------------------|

④総評

◇特に評価が高い点

1. 緊急対応について県婦人相談所と一時保護委託の契約をしており、利用実績がある。

依頼のあった場合は、速やかに受け入れを行い、安心して安定した生活が営めるように体制を整えていることは評価できる。

2. ショートステイを自治体と連携して実施し、利用実績がある。

地域の母子家庭の福祉ニーズに基づき、母子生活支援施設の機能を活かした地域の子育て支援事業として、ショートステイの受け入れ体制を整備し、実施していることは評価できる。

3. 施設独自に作成されたマニュアルが整備されている。

具体的には、個人情報とプライバシーの保護、苦情対応、実習生対応などのマニュアルが施設の利用者の状況に応じた内容で整備されている。

4. 管理運営に関する職員間の意識が高く、話し合いが日常的に活発に行われている。

地域のひとり親家庭の福祉ニーズの実態と施設利用家庭へのサービスのあり方について、全職員が問題意識と改善策のアイデアを語れるという点で意識が高く、職員同士のコミュニケーションが日常的に活発に行われ、施設の専門機能をさらに有効活用する手立てを考えようとする姿勢が見られる。

◇改善が求められる点

1. 児童福祉施設として、児童主体の支援方法及び支援体制の確立が期待される。
現在、入所に際して施設利用中の子どもの権利保障や責任、事業等に関する資料の配布、説明がなく、また、児童自立支援計画作成において、子どもと職員との1対1の個別面接は実施されていない。児童福祉施設として、子どもを主体にした支援について、子どもの発達に配慮した説明や意見表明の機会づくりなど工夫が望まれる。
2. 支援の手順・方法・内容・経過・結果等を記録し、標準的な実施方法の整備が望まれる。
職員はきめ細かい支援をしているが、記録として残されていない。記録することで、支援の有効性の検証や、職員の交代に左右されない施設の標準的な支援として引き継がれることが大切である。
3. 組織対応できる人員配置や体制の検討が必要である。
施設長が勤務時間外で個人対応している急を要する支援について、その都度ごとの臨機応変な支援も必要であるが、記録が残っていないため、正確な支援実績は把握できない。利用世帯の支援ニーズのある時間帯の職員配置や施設長以外の職員対応といった組織的対応についても検討される必要があるのではないかと思われる。

⑤第三者評価結果に対する施設のコメント

全職員で自己評価を行った時点で、不十分な点があることも認識しつつ受審に至りましたが、事業全般について見直すことができ、大変有意義な機会を得ることができました。受審を通して、良い評価をいただいた点については、今後より高めていきたいと考えております。

また、改善点、課題については、いただいたアドバイスをもとに、職員一丸となり、児童福祉施設としての支援体制の整備も含め、支援の質の向上に努めてまいります。

⑥第三者評価結果（別紙）

第三者評価結果（母子生活支援施設）

1 支援

| (1) 支援の基本 | 第三者 評価結果 |
|---|-------------|
| ① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。 | b |
| (2) 入所初期の支援 | |
| ① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれの生活課題・ニーズを把握し、生活の安定に向けた支援を行っている。 | b |
| ② 新しい生活環境に適応できるよう、精神的な安定をもたらす支援を行っている。 | b |
| <p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>個別面談を重視しており、入所時、自立支援計画作成時の面談においても、個別の課題について確認している。司法的手続きなど専門的支援も必要に応じて行っている。</p> <p>入所にあたって、乳幼児がいる場合には、保育所の空き状況等の情報提供をしている。また、共同トイレは、1ヶ所ずつ各家庭のみで使用できるようにしたり、入浴も各家庭での割振りにしたりするなど、現在の環境下の中で最大限のプライバシーに配慮されている。</p> <p>夜間・休日の職員配置はなされていないが、必要に応じ職員が対応している。今後は、実際の支援を記録として残し、夜間・休日にも支援できるよう整備をされることが期待される。</p> | |

| (3) 母親への日常生活支援 | 第三者 評価結果 |
|---|-------------|
| ① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。 | b |
| ② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるよう支援している。 | b |
| ③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。 | b |
| (4) 子どもへの支援 | |
| ① 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。 | b |
| ② 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。 | b |
| ③ 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人と人との関係づくりについて支援している。 | b |
| ④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。 | b |
| <p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>母子ともに、年2回の健康診断で健康状態や予防接種等も把握し、健康管理に必要な支援を行っている。また、母親の体調不良時には買い物代行をしたり、病後児童についても支援が行われている。子どもの発達等についても、日常の関わりの中で支援している。母の会や行事等を利用して、対人関係の円滑化に努めている。</p> <p>子どもについては、日常の色々なサインを見逃さず適切に支援している。学習についても、子どもの意向や希望に寄り添いつつ支援し、奨学金制度等必要な情報を提供している。また、職員の学習支援などを通じて、母親以外のおとなとの関わりの機会をもっている。今後は、子どもが職員以外のおとなともつながることで、安らぎや心地良い体験を多く積み、将来に向けて自尊感情を高め、自己肯定感が育まれるような支援を期待する。性教育に関しては、中高生の発達に配慮した振る舞いについて説明し、理解を得る努力をしている。</p> | |

| (5) DV被害からの回避・回復 | 第三者評価結果 |
|---|---------|
| ① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。 | a |
| ② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。 | a |
| ③ 母親と子どもの安全確保を適切に行うために、必要な体制を整備している。 | b |
| ④ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。 | b |
| (6) 子どもの虐待状況への対応 | |
| ① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。 | b |
| ② 子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。 | b |
| (特に評価が高い点、改善が求められる点) | |
| <p>県の婦人相談所と連携が取れており、市外や県外からの緊急利用に対応している。不審者等についても警察と連携し、緊急通報電話も設置し対応している。</p> <p>子どもについては、「子どもが主体として生活できる場所」であることを職員間で共通認識を持ち支援している。今後も更に関係機関と連携し、母子に対する心理的ケアの実現に努めていく事を期待する。</p> | |

| (7) 家族関係への支援 | 第三者評価結果 |
|--|---------|
| ① 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。 | b |
| (8) 特別な配慮が必要な母親、子どもへの支援 | |
| ① 障害や精神疾患のある母親や子ども、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。 | b |
| (特に評価が高い点、改善が求められる点) | |
| <p>親族の訪問時等に声掛けをして、母親が安心して生活できるように協力を仰いだり、必要時には、職員の方から親族に電話連絡がとれるような関係づくりに努めている。また、必要に応じて利用者の意思を確認しながら、通院に同行するなど適切に支援されている。</p> | |

| (9) 主体性を尊重した日常生活 | 第三者評価結果 |
|--|---------|
| ① 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。 | b |
| ② 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。 | b |
| (10) 就労支援 | |
| ① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。 | b |
| ② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。 | b |
| (特に評価が高い点、改善が求められる点) | |
| <p>行事は母の会等を利用して、利用者の意向を確認して、計画実施されている。利用者間の交流の場として位置付け、実施後は振り返りを行い、次回への取り組みに生かしている。</p> <p>母親の就労については、ハローワークへの同行、母親の休日出勤の場合には子どもを預かる等の支援に対応している。今後は職員の勤務体制として整備されることを期待する。</p> | |

| (11) 支援の継続性とアフターケア | 第三者 評価結果 |
|---|-------------|
| ① 施設の変更又は変更による受入れを行うに当たり、継続性に配慮した対応を行っている。 | b |
| ② 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。 | b |
| <p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>職員間でアフターケアについての話し合いを実施し、退所1ヶ月後に訪問を実施する試みが始まっている。退所後の支援計画は作成していないが、必要に応じた支援はなされている。今後も、職員間で協議しつつ、標準的な支援の流れとして位置づけ、支援されることを期待する。</p> | |

2 自立支援計画、記録

| (1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定 | 第三者 評価結果 |
|---|-------------|
| ① 母親と子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、母親と子どもの個々の課題を具体的に明示している。 | b |
| ② アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。 | b |
| ③ 自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。 | b |
| (2) 記録の作成と適正な管理 | |
| ① 母親と子ども一人一人の支援の実施状況を適切に記録している。 | b |
| ② 母親と子ども等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。 | b |
| ③ 母親と子ども等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。 | b |
| ④ 日々の業務について支援内容を適切に記録し、支援の分析・検証や職員間の情報共有に活用するとともに、説明責任を果たす取組を行っている。 | b |
| <p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>自立支援計画は、施設内の情報収集に基づいて策定されており、年2回定期的に見直しも行われている。今後は、学校等の関係機関から広く情報を収集すること、支援効果の検証を実施すること、アセスメントの手順を定め文書化されることが望まれる。</p> <p>現在は、母親主体の自立支援計画になっており、児童福祉施設であることをふまえ、子ども主体の自立支援計画を策定されることが望ましい。記録は適切に保管されている。各職種等の記録を整備し、職員間で情報を共有するための取組を期待する。</p> | |

3 権利擁護

| (1) 母親と子どもの尊重と最善の利益の考慮 | 第三者 評価結果 |
|---|-------------|
| ① 母親と子どもを尊重した支援についての基本姿勢を明示し、職員が共通の理解を持つための取組を行っている。 | b |
| ② 社会的養護が、母親と子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援において実践している。 | b |
| ③ 母親と子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。 | a |
| ④ 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。 | a |
| (2) 母親と子どもの意向や主体性の配慮 | |
| ① 母親と子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、支援の内容の改善に向けた取組を行っている。 | b |
| ② 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。 | b |
| ③ 施設が行う支援について事前に説明し、母親と子どもそれぞれが主体的に選択（自己決定）できるよう支援している。 | b |
| <p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>市の規定以外に、施設独自に「個人情報保護に関する取扱いについて」や「プライバシー保護について」文書化して取り組んでいる。常に母親と子どもの意向の尊重とプライバシー保護を重視することを職員間での共通認識としている。母親と子どもの最善の利益を目指し、意識しながら日々の支援にあたっているが、時に理解が得られないこともあり、さらなる日常の信頼関係づくりに取り組むことも大切である。思想や信教の自由については保障されている。</p> <p>子どもとの個別面談は必要に応じて実施していたが、今後は定期的を実施する予定であり、子どもを主体とした取組に前向きな姿勢は評価に値する。施設内の行事を通して、母親と子どもの自主的な取組みを支援している。</p> | |

| (3) 入所時の説明等 | 第三者 評価結果 |
|---|-------------|
| ① 母親と子ども等に対して、支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。 | b |
| ② 入所時に、施設で定めた様式に基づき支援の内容や施設での約束ごとについて母親と子ども等にわかりやすく説明している。 | b |
| (4) 母親や子どもが意見や苦情を述べやすい環境 | |
| ① 母親と子どもが相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、母親と子どもに伝えるための取組を行っている。 | b |
| ② 苦情解決の仕組みを確立し、母親と子ども等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。 | b |
| ③ 母親と子ども等からの意見や苦情等に対して対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。 | b |

| | |
|--|---|
| (5) 権利侵害への対応 | |
| ① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。 | c |
| ② いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。 | b |
| ③ 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。 | b |
| (特に評価が高い点、改善が求められる点) | |
| <p>入所時には施設内を案内し、資料を使いながら説明し、必要に応じ個々の状況に応じた資料を準備することもある。入所時に子どもに対して説明できる資料を作成されることが望まれる。</p> <p>苦情に対しては、市の規定に従い対応し、更に施設独自にも「苦情対応マニュアル」を策定し対応している。母親に対しては入所時の説明に加え、掲示して周知を図っているが、これまで苦情解決制度の利用はない。今後は、子どもが利用しやすい体制整備にも期待する。</p> <p>職員による権利侵害の防止に関する研修を受け、職員間においても日常的に話し合いが持たれている。母子間での不適切な対応を発見した時などは、早急に対応しており、不適切な行為の防止について、具体的な例を示して利用者に周知している。今後は、職員間の話し合い場の持ち方など利用者へのさらなる配慮や支援経過の記録化など、厳正に対応していることが明確になるような工夫が望まれる。</p> | |

4 事故防止と安全対策

| | |
|--|-------------|
| | 第三者 評価結果 |
| ① 事故、感染症の発生時など緊急時の母親と子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。 | b |
| ② 災害時に対する母親と子どもの安全確保のための取組を行っている。 | b |
| ③ 母親と子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、母親と子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。 | b |
| ④ 十分な夜間管理の体制を整備している。 | b |
| (特に評価が高い点、改善が求められる点) | |
| <p>防災マニュアルが整備され、3日間分の食料が備蓄されている。災害時の利用者の安否確認は携帯電話で個別に行い、地元の消防団が救済してくれることを想定している。防災に関しては、地域との相互扶助体制を、組織として確実な体制をつくっておく必要がある。また、建物の老朽化対策については、建替えの必要性は認識されている。</p> <p>夜間帯は職員不在で利用者が警察直通の緊急通報装置を利用することになっているが、母子生活支援施設の専門性から考えると、人的または物的な夜間警備体制の対応が急がれる。事故発生対応マニュアル・衛生管理マニュアルが整備され、利用世帯の意見も取り入れている。</p> | |

5 関係機関連携・地域支援

| | |
|--|-------------|
| (1) 関係機関との連携 | 第三者 評価結果 |
| ① 施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。 | b |
| ② 児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。 | b |

| | |
|--|---|
| (2) 地域社会への参加、交流の促進 | |
| ① 母親と子どもと地域との交流を大切に、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。 | b |
| ② 施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。 | b |
| ③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。 | b |
| (3) 地域支援 | |
| ① 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。 | b |
| ② 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。 | a |
| (特に評価が高い点、改善が求められる点) | |
| <p>関係機関リストが作成されているが、活用に至るには、種別やサービス内容などの情報の充実も要りそうである。関係機関とは必要に応じて、訪問や電話など、できるだけ直接的な手段で情報共有を図っていることは評価される。配偶者暴力対策地域協議会への参画、また、要保護児童対策地域協議会への市担当課の参画など入所中の母親と子どもの支援について関係機関・団体との協働体制は確立している。さらに、今後は、地域のひとり親家庭の課題解決に向けて、定期的に施設と関係機関との連携の機会を確保し、具体的な取組みが行われることが望まれる。</p> <p>当施設の専門機能を重視するという観点から、自治会に加入して施設単位で地域行事へ参加すること、施設設備の提供などを通じた地域交流、地域からのボランティアの受け入れなどには慎重にならざるを得ない状況がある。そのため、利用世帯には地域行事の情報を提供し、世帯単位での地域交流の機会を提供している。また、利用世帯の交友関係を大事にし、知人等の来所時の対応には配慮している。</p> <p>地域の母子家庭の福祉ニーズに基づき、自治体と連携して一時保護の委託契約とショートステイの支援体制を整備しており、利用実績があることは高い評価に値する。また、市担当課の紹介で、入所を検討中の母親からの施設見学や相談に応じたり、退所した母親からの個別相談に応じている。</p> <p>現在の職員配置では、地域のひとり親家庭から幅広く相談に応じるのは困難があるものの、今後も引き続き、可能な範囲で地域のひとり親家庭の現状やニーズに基づいて、施設として取り組めることを模索されたい。</p> | |

6 職員の資質向上

| | |
|---|-------------|
| | 第三者 評価結果 |
| ① 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。 | b |
| ② 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。 | b |
| ③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。 | b |
| ④ スーパービジョンの体制をつくり、施設全体の支援の質を管理し、職員の援助技術の向上を図っている。 | b |
| (特に評価が高い点、改善が求められる点) | |
| <p>市職員としての研修規定に基づいた研修計画に沿って、県内開催の人権擁護やDV支援の研修に参加している。研修で得た情報や知見は、資料の回覧や職員が揃う機会に、その都度話題にあげ、職員間で共有している。全国研修など当施設の支援力向上に必要な研修には施設長が参加し、施設長から職員にOJT方式（具体的な支援場面の中で、その都度指導する方法）で伝達している。また施設長は市の担当課に相談できる体制がある。一方で、職員には直接参加して、具体的に学びたい研修内容の希望があり、研修意欲の高さがうかがえる。今後は、職員のキャリアや意向に基づく、研修計画の立案に期待したい。</p> | |

7 施設運営

| (1) 運営理念、基本方針の確立と周知 | 第三者 評価結果 |
|---|-------------|
| ① 法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。 | b |
| ② 法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。 | b |
| ③ 運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。 | b |
| ④ 運営理念や基本方針を母親と子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。 | b |
| (2) 中・長期的なビジョンと計画の策定 | |
| ① 施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。 | c |
| ② 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。 | b |
| ③ 事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。 | b |
| ④ 事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。 | c |
| ⑤ 事業計画を母親と子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。 | b |
| <p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>運営理念は、パンフレット等に文書化され明記されている。施設独自の中長期的なビジョンや計画は策定されていないが、事業計画はあり、建物等の老朽化による居住設備の修繕などは計画的に取り組もうとされている。</p> <p>市としては「新居浜市次世代育成支援行動計画（後期計画）」が整備されており、今後は、市立の施設として市の計画と関連させつつも、当施設の現状と課題に即した中長期計画の策定が望まれる。また、人事面の要望については、福祉や心理等の専門職の配置、継続支援を行うための常勤職の増員などの必要性が職員から挙げられ、市に提出されている。</p> <p>事業計画は母親会で配布、説明している。特に、長期利用中の母親には、入所当時の母子寮との支援の違いについて丁寧に説明している。子どもへの配布、説明は行われていない。今後は、児童福祉施設として、子どもへの説明責任の果たした方について検討されたい。</p> | |

| (3) 施設長の責任とリーダーシップ | 第三者 評価結果 |
|---|-------------|
| ① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮している。 | b |
| ② 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。 | b |
| ③ 施設長は、支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。 | b |
| ④ 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。 | b |

| | | |
|---|--|---|
| (4) 経営状況の把握 | | |
| ① | 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。 | b |
| ② | 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。 | b |
| ③ | 外部監査（外部の専門家による監査）を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。 | c |
| (特に評価が高い点、改善が求められる点) | | |
| <p>正規職員で、福祉職の有資格者は施設長のみという現在の職員体制の中で、施設長は職員と勤務が重なる短時間の機会を最大限に活用して、職員の個別指導に力を入れている。しかし、自立支援計画の作成や面談は、施設長が職員の意見を集約して全世帯分を実施しており、職員の支援の質の向上を指導する体制については課題が残る。今後は、職員研修などのまとまった時間の確保や職務の分掌などの体制づくりも検討が必要と思われる。また、遵守すべき法令等の伝達や指導は、スピーディ性を重視し、口頭で行っているが、今後は、必要に応じて、再確認できる文書伝達などの情報共有の方法も工夫されたい。</p> <p>地域のひとり親家庭の動向や支援ニーズは、主に市や隣接する保育所からの情報収集に終始しており、新居浜市の次世代育成支援計画の根拠となっている調査結果や施設がネットワークをもつ関係機関からの情報収集も行われたい。</p> <p>運営状況の分析結果は文書化されているが、運営状況の改善に関する職員との話し合いは、経過や結果が記録には残っていない。今後は改善策の実現のためにも記録の作成が望まれる。</p> | | |

| | | |
|--|---|-------------|
| (5) 人事管理の体制整備 | | 第三者 評価結果 |
| ① | 施設が目標とする支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。 | b |
| ② | 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。 | b |
| ③ | 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。 | b |
| ④ | 職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。 | b |
| (6) 実習生の受入れ | | |
| ① | 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。 | b |
| (特に評価が高い点、改善が求められる点) | | |
| <p>人事は市に裁量があるが、施設としては、現状に即した人員配置として、精神保健福祉士と心理職の配置の要望をもっている。人事考課について、正規及び臨時職員は市と連携して実施している。施設長と職員は日常的な対話はあるが、就業継続の意思確認以外に正式な個別での話し合いの場は設けられていない。困難ケースの抱え込みの防止として、日常的な話し合いの場を増やすことを心がけているが、場の持ち方については利用者への配慮に欠けるとの課題意識がある。臨時職員の有給取得率は100%で、人事課の保健師による相談面接も雇用条件に関係なく利用できる体制が整えられている。ただし、相談窓口の利用に関する認知度は職員によって差があるため、再度の説明が必要である。</p> <p>実習生の受け入れは、研修プログラムは整備され受け入れ体制はできているものの、養成校からの問い合わせがないため、現時点では受け入れ実績はない。</p> | | |

| (7) 標準的な実施方法の確立 | 第三者 評価結果 |
|---|-------------|
| ① 支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って支援を行っている。 | c |
| ② 標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。 | c |
| (8) 評価と改善の取組 | |
| ① 施設運営や支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。 | b |
| ② 評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。 | b |
| <p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>標準的な実施方法については、口頭での伝達はあるものの、文書化したものはない。見学者対応のマニュアルは文書化されたものが整備されている。今年度、第三者評価を受けたことで、今後の体制整備の要点を把握することができている。</p> | |